

炭酸ガス消火装置の放出手順に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

炭酸ガス消火装置の放出手順に関する事項

改正理由

2006 年 5 月に固定式ガス消火装置に関する要件を定めた IMO 火災安全設備コード (FSS コード) の第 5 章の改正が決議 MSC.206(81)として採択され、本会規則にも既に取り込みが行われている。改正された要件のうち FSS コード 5.2.2.2 規則に規定される炭酸ガス消火装置の放出手順に関する要件の一部に不明確な点があることから、IACS において統一解釈を作成すべく審議が行われていた。

その結果、保護する区域へ炭酸ガスを放出させる制御装置と警報装置の制御は独立であって差し支えないこと、警報装置は 1 系統として差し支えないこと及び放出手順として要求される 2 段階操作は機械的又は電氣的なインターロックを備えなければならないことがそれぞれ合意され、2011 年 11 月に IACS 統一解釈 SC252 として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC252 に基づき関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 保護する区域へ炭酸ガスを放出させる制御装置は、警報装置の制御と独立なものとして差し支えない旨規定した。
- (2) 警報装置の制御は 1 系統で差し支えない旨規定した。
- (3) 炭酸ガス消火装置の放出手順として要求される 2 段階の操作は、誤った手順で操作できないよう機械的又は電氣的なインターロックを備えなければならないよう改めた。